

京都市告示第 183 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等（同条第 2 号に規定する農業用水路等に限り、）の一部を次のように廃止します。（ただし、平成 19 年 3 月 31 日時点の京都市の区域内に限り、）

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 8 月 10 日

京都市長 榊 本 頼 兼

| 整理番号 | 路 線 名 | 起 終 点 点 |
|------|----------|--|
| 1 | 静市水0042号 | 左京区静市静原町389番地の1地先 左京区静市静原町390番地の1地先 |

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)